

工事・業務における情報共有システム運用ガイドライン

令和 6 年 1 1 月

宇部市

1. 運用方針

当ガイドラインは、宇部市役所が所管する全ての工事・工事に係る設計等業務における A S P 方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用事項を定めたものであり、国土交通省が示す「土木工事・業務の情報共有システム活用 ガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）等を参考としており、記載のないものについては適宜、国ガイドライン等を参考とすること。

2. 目的

システムの活用による受発注者または発注機関組織内の情報共有の円滑化や公共事業における生産性向上により、発注者、受注者の負担軽減を目的とする。

3. 適用する工事及び業務

宇部市役所が所管する全ての工事・工事に係る設計等業務とする。なお、発注者がシステムの利用に適さないと判断した場合は、発注時及び受注後協議により適用を除外できるものとする。

4. システムの機能要件等

- ・使用するシステムは以下の要件を全て満たすものであること。
- ・使用にあたり発注者と事前に協議すること。
- (1) 国土交通省が定めた「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の最新版を満たすシステムを標準とする。
- (2) 「LGWAN（総合行政ネットワーク）」の認定を受けていること
- (3) システム提供方法は、A S P 方式とする。
- (4) システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。
- (5) システム（サーバ等を含む）の不具合によりデータが消失等した場合は、システム提供者の責任において復元すること。
- (6) 宇部市の LGWAN 系作業環境である、以下の OS 及びブラウザにおいても動作が保証されることを原則とする。

OS：Windows

ブラウザ：Microsoft Edge

5. システム利用料

土木工事、土木工事に係る設計等業務及び営繕系工事に係る土質調査業務については、共通仮設費率等又は間接原価等に含まれるものとし、営繕系工事及び営繕系工事に係る設計等業務（土質調査業務を除く）については**契約変更の対象**とする。

6. 利用者へのサポート体制

システムの円滑な運用のため、システム提供者は、受発注者（利用者）からの操作等に関する問合せに対して、電話や電子メール等により対応できるサポート体制を確保するものとする。また、システム利用者からの要請に応じて、操作説明を適宜実施するものとする。

7. 情報セキュリティ対策

システム提供者は、システムの管理・運用にあたって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、情報セキュリティ対策を十分に講じること。

8. 個人情報の取扱い

システム提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（適用年月日）

令和 6 年 1 2 月 1 日以降適用する。